

熊本市役所駐車場使用条例の一部改正について

熊本市役所駐車場使用条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市役所駐車場使用条例の一部を改正する条例

熊本市役所駐車場使用条例(昭和55年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「き損する」を「毀損する」に改め、同条第5号中「前各号」の次に「に掲げる場合」を加える。

第13条第2号中「き損する」を「毀損する」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号に掲げる行為」に改める。

第15条第2項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第16条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1(第3条関係)」に、「1月2日」を「1月1日」に、「午前8時30分から午後10時」を「午前0時から午後12時」に、「午前8時30分から午後9時まで」を「供用時間中」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第8条関係)」に改め、同表1の項中「午後5時30分」の次に「前」を加え、同表2の項中「午後10時」を「翌日の午前8時30分前」に改め、同表3の項中「午前8時30分から午後10時まで」を「供用時間中」に改め、同表備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市役所駐車場使用条例別表第1の規定の適用については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）においては、同表中「午前0時」とあるのは「午前8時30分」とする。
- 3 施行日前に入庫した自動車に係る平成28年5月31日の午後10時から施行日の午前8時30分までの駐車場の駐車料金の算定については、この条例による改正前の熊本市役所駐車場使用条例別表第2の規定を適用する。

(提出理由)

熊本市役所駐車場の供用日及び供用時間を変更するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。